

原告団

ニュース142号

次回裁判:2024年12月20日(金)午後2時～

目次

原子力規制委員会の不当な委員任命に抗議	1
裁判報告	4
・準備書面(211)	4
被告準備書面(21)(航空機落下確率評価関連)について		
・準備書面(212)	7
産総研がその存在を認めた「六ヶ所撓曲」=六ヶ所断層		
・準備書面(213)	10
— 被告準備書面(11)に対する反論 —		
被告・原子力規制委員会と参加人・日本原燃の訴訟準備	12
青森県を訪れた人たち	12
大間町内で「大間原発反対」チラシ撒き	13
寄稿 先行訴訟と共に、核燃料サイクル事業の廃止を求めます	14
寄稿 ここから(核の中間貯蔵施設はいらない! 下北の会)	16
平野良一さんを偲ぶ集い	17
核ゴミいらない青森フォーラム	18
六ヶ所核燃などを巡る動き	19
お知らせなど	20

原子力規制委員会の不当な委員任命に抗議

代表 浅石 紘爾

1 原子力規制機関の新設

福島第一原発事故が、原子力行政の規制と推進の未分離によって発生したその反省と教訓から、2012年6月原子力規制委員会設置法が成立した。そして、環境庁の外局として規制の役割をもつ、原子力規制委員会とその事務局として原子力規制庁が新設されました。2つの機関には中立・公正性が、規制委員会には加えて独立性が要求され、二度と福島悲劇を繰り返さないための規制体制を整備したのです。



2024. 8. 24 東奥日報

(日本原燃・六ヶ所再処理工場の審査会合情景)

2 設置法の目的達成は委員・職員の適格性にかかっている

設置法の目的を達成するための最低限の保障は、委員として誰を選任し、どのような職員人事をとるかにかかっています。

これまでの委員選任・職員人事が一部不適格者で構成されており、中立・公正・独立の規制が困難である実態については、原告準備書面(159)「再処理新規制基準に係る規制機関の不適格性と基準の不合理性」で主張しましたが、今般委員の交代があり、益々規制委員会が本来の目的に逆行する憂うべき状況に陥っていることから、情報を共有したいと思います。脱原発弁護団全国連絡会が出した2024年10月17日の抗議声明を参考にさせてもらいました。

3 委員・職員の人選基準

(1) 規制委員会の委員選任基準

委員長・委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する(法7条1項)とされていますが、「原子炉を設置する者、その役員または従業員であるもの」は欠格要件に該当し(7条1項3号)、委員になれません。

この要件に加えて下記のようなガイドラインが定められています。

記

就任前直近3年間に、①原子力事業者等及びその団体の役員、従業者等であった者、②同一の原子力事業者等から、個人として、一定額以上の報酬等を受領していた者を欠格要件に加え、また、任命に際しては、就任前直近3年間に、①原子力事業者等からの寄附の有無やその金額、②所属する研究室から原子力事業者等へ就職した学生の有無やその人数について情報公開を求めること。

(2) 規制庁職員の採用基準

規制機関の独立性を確保する観点から幹部のいかんを問わず職員について、「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換」を原則禁止（設置法附則6条2項本文、ノーリターンルール）するが、例外的に「同法の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲・適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない」（但書）として配転を許容しています。

4 不適格者による委員会構成

(1) 初代委員会

- ・田中俊一委員長は、日本原子力研究開発機構（旧動燃）の副理事長
- ・更田豊志委員（後に委員長）は、同機構の安全研究センター副センター長
- ・中村佳代子委員は、公益社団法人日本アイソトープ協会（医療用アイソトープ廃棄事業者）の医療連携室長

以上3名は、いずれも原子力事業者の役員であり、欠格要件に、もろに違反する人物でした。

(2) 田中委員長の交代

2014年（平成26年）9月、任期満了により委員の交代が行われましたが、政府は不当にもガイドラインを考慮しないことを言明して、

田中知氏を委員に任命しました。

田中氏は東京大学大学院工学系研究所教授で原子力推進派のいわゆる御用学者として知られている人物です。青森県原子力安全対策検証委員会委員長に就任して再処理工場稼働推進の旗振り役果たしてきた筋金入りの推進派です。同氏はガイドラインの欠格要件である原子力事業者から以下のように多額の寄付や報酬を受領しており、ガイドラインに定める正真正銘の不適格者でした。

2006年（平成18年）から2010年（平成22年）までの間に、原子力事業者である㈱電源開発から100万円、原子力関連企業である㈱日立製作所から120万円、日立GEニュークリア・エナジー㈱から180万円の寄付金。

委員に就任する直前である2014年（平成26年）6月まで、原子力事業者である日本原燃㈱や高速増殖炉の開発・設計を行う三菱FBRシステムズ㈱といった会社からも、多額の報酬を受取りました。

(3) 新委員の交代

2024年9月18日、田中知委員及び石渡明委員が任期満了により退任し、新たに長崎晋也及び山岡耕春の両委員が任命されました。

しかし、両委員の選任により規制委員会が中立・公正な立場で独立して職務を遂行できるかは、両委員の以下の経歴、発言に照らして、極めて疑問です。

① 山岡委員

地震学の専門家ですが、福島第一原発事故当時、内閣府地震調査推進本部の地震調査委員会事務局を担当していました。

委員会は2011年3月9日に、貞観地震をふまえて、福島沖を含む日本海溝沿いで超巨大地震が発生する可能性について、長期評価（第二版）案を審議、公表する予定でしたが、事務局によって勝手に議題から外され、翌月に延期されてしまいました。予定どおり3月9日に公表されていれば、巨大地震や津波の対策をとることができ、甚大な被害を避けられたかもしれませんでした。

3月11日開催された委員会の席上で、多くの委員が貞観の津波の繰返しを予測して長期評価を準備していた事実を公表すべきだとの意見を述べましたが、事務局の山岡氏が「後出しジャンケンのように思われるのはよくない」と述べて反対し、地震・津波は「想定外」であったとの委員会見解を発表したのです(以上、当時長期評価部会長であった島崎邦彦氏の著書「3.11大津波の対策を邪魔した男たち」の要約)。

山岡氏は、巨大地震が長期評価されていた事実の公表を妨害したばかりか、巨大地震被害発生後は、長期評価が地震を事前に想定していたことを「後出し」になるとして隠蔽したうえ、「想定外」の地震と事業者の責任を糊塗する虚偽の説明をしたのです。同氏は東電や国の責任逃れに加担する不公正な人物と言わざるをえません。

② 長崎委員

1988年四国電力に入社して社員として勤務した「原子炉設置事業者の従業員」だった人物です。就任前直近3年間に社員であれば、ガイドラインの欠格者に、ズバリ該当します。仮にそうでないとしても、このような経歴の委員を任命することは、規制行政に対する国民の不信を招く極めて不当な政治的決定と言わざるをえません。

5 ノーリターンルールの形骸化

規制庁発足当時の職員数は455名でしたが、その約94%以上が、原子力推進官庁の出身者で占められ、最初から採用基準に違反した人事が行われました。また、ノーリターンルールには例外が設けられていますが、実情は出向官庁への里帰りが日常化し、例外が原則化し運用は形骸化しています。

6 今後の規制委員会審査に及ぼす影響

(1) 以上のように、規制委員会の新設によって原子力災害が低減することを国民は期待したのですが、委員会の構成が不適格者によって占められている状況が続く現状を前にして、

この期待がいかに幻想であるかと認識するに至りました。

規制委員会は、これまでに6原発17基の原発再稼働の許可を出し、現在12基の原発が稼働中です。その中には50年超え老朽原発(高浜1機)も含まれています。

福島沖の汚染処理水の放出も、住民の反対を無視して認めました。

自民党政権の原発回帰政策に追随して、原発の新・増設、建替え(リプレース)も容認するであろうことは、規制委員会の委員構成を見れば、一目瞭然と言っても過言ではないでしょう。

(2) 再処理設工認審査

今、再処理工場は、レッドセル(高放射化した設備・機器、洞道)の耐震安全性を設工認で審査中です。工場の完工を、2026年まで延期せざるをえなくなったのは、設工認の審査に時間がかかることが最大の原因であり、規制委員会が最終的に日本原燃の設工認申請を不許可にする決定を下せば、再処理は終わります。

その意味で、規制委員会の委員が本当に法が要求する中立・公正、独立の適格性を有するかどうかは、事実上破綻している再処理事業の継続と核燃裁判の帰趨を決する鍵と言えるでしょう。

規制委員会が委員長以下、設立の原点に立ち戻って、適正な判断をすることを強く要請したいと思います。

7 おわりに

このままでは、規制委員会は「事業者の虜」に成り下がり、国民はまたもや原子力事故の再発による被害者になりかねません。

設置法を改正して、規制委員会の委員長・委員の欠格要件の厳格化及び原子力規制庁のノーリターンルールの徹底化を、図らなければなりません。

裁判報告

代表（弁護士）浅石 紘爾

準備書面（211）

被告準備書面（21）（航空機落下確率評価関連）について

弁護士 伊東 良徳

第1 三沢対地射爆撃場の訓練飛行回数を考慮した評価をしなかったことについて

1 航空機落下確率評価基準の記載

「航空機落下確率評価基準」は、「自衛隊機又は米軍機の落下事故」中の「訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故」について、「原則として原子炉施設及びその周辺上空からの自衛隊機又は米軍機の落下を原子炉施設の立地点ごとに評価する必要がある」としつつ、「現時点では」落下事例がないことを理由に、上空に訓練空域が存在する場合以外については、訓練空域以外での年間落下事故率の全国平均値を用いている。その上で、航空機落下確率評価基準は、「ただし、今後、原子炉施設の上空あるいはその周辺の訓練空域で訓練中の自衛隊機又は米軍機が落下した場合や、原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなると判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。」と定めている。

2 原告らの主張と被告の反論

原告らは、本件再処理施設の周辺に存在する訓練空域である三沢対地射爆撃場での訓練飛行の回数が、年間数万回に及び、補助参加人の委託した事業者による計測上最低でも年間2000回以上に及んでいるのであるから、「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなっ」ており、本件変更許可処分¹の基準の1つである航空機落下確率評価基準の定めに従い、三沢対地射爆撃場での訓練飛行の回数を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率

を評価する必要があったのに、被告がこれを行わずに本件変更許可を行ったことが基準違反であり、許可要件を欠き、違法無効であることを主張した。

これに対し被告は、今回突然、上記航空機落下確率評価基準にいう「他の地域」とは「他の地域の訓練空域」である、すなわち三沢対地射爆撃場での訓練飛行回数が（訓練空域以外の全国平均ではなく）他の訓練空域での訓練飛行回数と比較して明らかに著しく多くなつたときに全国平均値の適用を見直すという趣旨だと言い始めた。

3 被告の主張の不合理性

1で述べたように、航空機落下確率評価基準は、本来は立地点ごとに評価すべきであるが、落下確率の全国平均値、それも訓練空域をあえて除外した落下確率（事故率）を用いるが、全国平均値によるべきでない場合の基準として「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなつたと判断される場合」を定めているのである。

もし航空機落下確率評価基準が、訓練空域での落下確率の全国平均値を用いているのであれば、他の訓練空域よりも事故率が有意に高くなる要素となる他の訓練空域と比較した訓練飛行回数を基準とすることは合理的である。

しかし、訓練空域外での落下確率の全国平均値を用いていることの合理性を検討するのに、どちらもその落下事故率の評価の基礎となっていないある訓練空域と他の訓練空域を比較することはまったく意味がない。

原子炉施設周辺に訓練空域があることによ

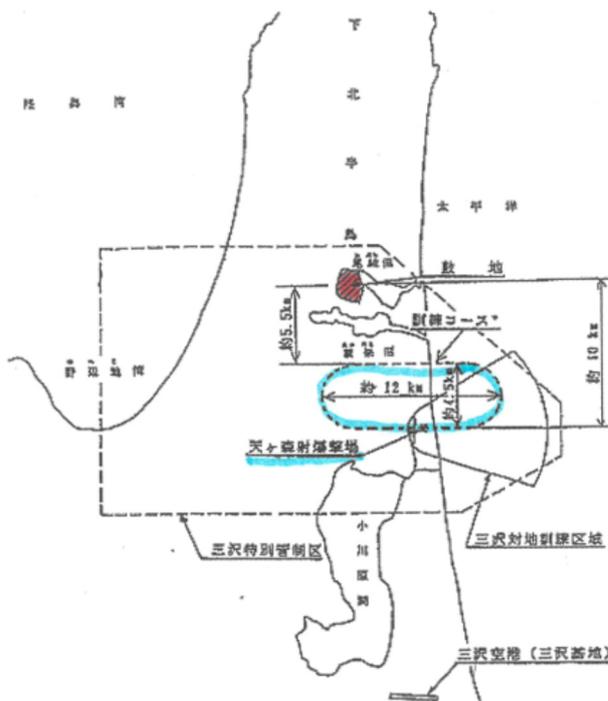
り（訓練空域外での）落下確率の全国平均値を用いることが不適切かどうかの判断は、まさしく当該施設周辺に存在する訓練空域の訓練飛行回数が、訓練空域外を飛行する訓練飛行以外の航空機の飛行回数（それが適用される「全国平均値」に用いられる落下事故の基礎となる飛行である）と比較して明らかに著しく多くなっているかを基準とすることこそが合理的である。

4 被告主張の根拠の不存在

(1) 「訓練空域内で訓練中の落下事故」の意味

被告は、評価基準が「原子炉施設上空に訓練空域が存在する場合」と「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」を、区分していることを、「他の（地域の）訓練空域」を念頭に置いたものであると解する根拠としている。

しかし、被告の主張は、航空機落下確率評価基準が明確に書き分けている「訓練空域内で訓練中の落下事故」と、「原子炉施設上空に訓練空域が存在する場合」を同一視するものであり、誤りである。



三沢対地訓練区域での飛行ルート

原子炉施設の直上ではない周辺に訓練空域が存在する場合、航空機落下確率評価基準が規定する「原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合」ではあるが、訓練空域内で訓練飛行中の航空機が誤って原子炉施設に衝突するリスクがある。本件再処理施設は三沢対地射爆撃場から約10kmの距離があるから、三沢対地射爆撃場の訓練空域は本件再処理施設上空には存在しないが、訓練飛行の周回コース上でエンジントラブルを起こして操縦不能となった航空機がその飛行コースを維持した場合に無視できない確率で本件再処理施設に衝突することが、本件再処理施設の事業指定の際の安全審査に提出された資料により明らかにされている。

航空機落下確率評価基準の原告ら指摘の記載は、まさにそういった「訓練空域内で訓練中」の航空機が落下してその結果、訓練空域外の原子炉施設に衝突する可能性を考慮し、その確率を評価するのに（訓練空域外での）落下確率の全国平均値を用いてよいかを判断する基準として「原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合」と定めたのである。そして、原告らの主張も、本件再処理施設の上空ではないが周辺にある訓練空域である三沢対地射爆撃場での訓練中の航空機が落下した場合に本件再処理施設に衝突する確率を、訓練飛行回数を考慮して評価すべきだというものであり、原告らの主張と航空機落下確率評価基準の趣旨は一致しており、そこには何らの矛盾もない。

(2) 「訓練空域ごと」について

被告は、航空機落下確率評価基準策定の際のパブコメへの対応を議論した原子炉安全小委員会での議論の中で「訓練空域ごと」という言葉が用いられたことを、訓練空域間の比較が念頭に置かれていた根拠としている。

しかし、ここで言われていることは、いずれも、問題となる原子炉施設周辺の訓練空域での訓練飛行回数が必要で、全国の訓練

空域全体の飛行回数だけがあっても使えないという趣旨と解するのが相当である。その意味で全体の数字ではなく、「訓練空域ごと」の数字が必要だと述べていると解される。

航空機落下確率評価基準の定め趣旨からして訓練飛行回数を訓練空域間で比較することに何らの合理性もないことからすれば、被告の主張が正しいとは到底考えられない。

(3) 被告準備書面 (9) では指摘されていなかったこと

原告ら準備書面 (191) での主張に対して被告が反論した被告準備書面 (9) には、航空機落下確率評価基準の「他の地域」が「他の(地域の)訓練空域」あるいは「他(の地域)の訓練空域」であるという主張はまったくない。被告準備書面 (21) の主張は、被告準備書面 (9) 提出後、原告ら準備書面 (196) を受けて初めて思いついてこじつけたものというべきである。

第2 NRA技術ノートの改訂後の航空機落下確率評価基準による落下確率

NRA技術ノートに基づき本件再処理施設について(原子炉施設上空に訓練空域が存在しない場合の)「訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故」の落下確率を求めると、 1.32×10^{-7} (回/年)となり、基準を超えることに変わりはない。

すなわち、本件再処理施設についてはF16と同程度かそれ以下の事故に1/10の係数を掛けるという被告の決定によらない限り、航空機落下確率評価基準が定める 10^{-7} を大幅に超えていることに何ら変わりはない。

第3 F16以下の落下事故を1/10とした決定の誤り

1 航空機落下確率評価基準策定時の想定について

原告らは、①航空機落下確率評価基準上小型機の事故について1/10の係数を掛ける手法は有視界飛行方式の民間機の事故についてのみ定められており、自衛隊機又は米軍機の落下事故評価では定められていないこと、②策

定時の議論で戦闘機については係数を掛けずに評価することが確認されていたこと、③航空機落下確率評価基準の最初の発表の添付資料上、有視界飛行方式の民間機であれば1/10の係数を掛ける小型機よりも重量も速度も小さな飛行機の事故も軍用機の場合に係数を掛けずに評価する対象事故としてカウントされていることの3点を理由に航空機落下確率評価基準の立法者意思は自衛隊機又は米軍機の落下確率評価に際しては、どのような小型機であっても軍用機の事故については10分の1の係数は掛けずに通常の評価(1回の墜落は1回)をするというものであったことが明らかである旨主張した。

これに対し、被告は、航空機落下確率評価基準の策定時には、想定されていなかった以上、わざわざ「採り得ない」航空機落下確率評価基準の策定時に、軍用機の事故について1/10の係数を乗じる手法を用いることは想定されていなかったという点について、「採り得ない」とまでは言われていなかったと反論するだけであり、また他の点については反論もない。

2 例外扱い決定の手続について

1/10の係数を乗じる決定をした原子力規制委員会の委員の専門領域は、更田委員長(当時)は事故時の燃料挙動など主として核燃料に関する分野であり、山中委員も燃料工学、田中委員も燃料工学及び放射性物質の移動拡散に関する分野であり、伴委員は放射線影響(生体への影響等)、石渡委員は地質学であった。つまり、建屋の頑健性や航空機に関する専門家は1人もいなかったのである。言い換えれば、原子力施設の安全性評価に関わる重要な事項が、当該分野の専門家による検討を経ず、パブコメも経ないままで、ごく短期間にわずか2回の会議の30分足らずの議論で決定されたのである(しかし、委員の一人は、1/10の係数を乗じるケースについての説解に基づいて賛同していた)。本件再処理施設についてF16以下の事故に1/10の係数を乗じるという被告の決定(審査方針)は、科学的根拠を欠くとともに拙速なものと言わざるを得ない。

準備書面（212）

産総研がその存在を認めた「六ヶ所撓曲」＝六ヶ所断層

原告 澤井 正子

はじめに

六ヶ所再処理施設の地盤・地質問題については、事業者から膨大な書面・証拠が提出されています。

原告団は、渡辺満久教授が指摘した六ヶ所断層(逆断層)が施設直下に存在することを主張していますが、被告や参加人はこれを否定しています。

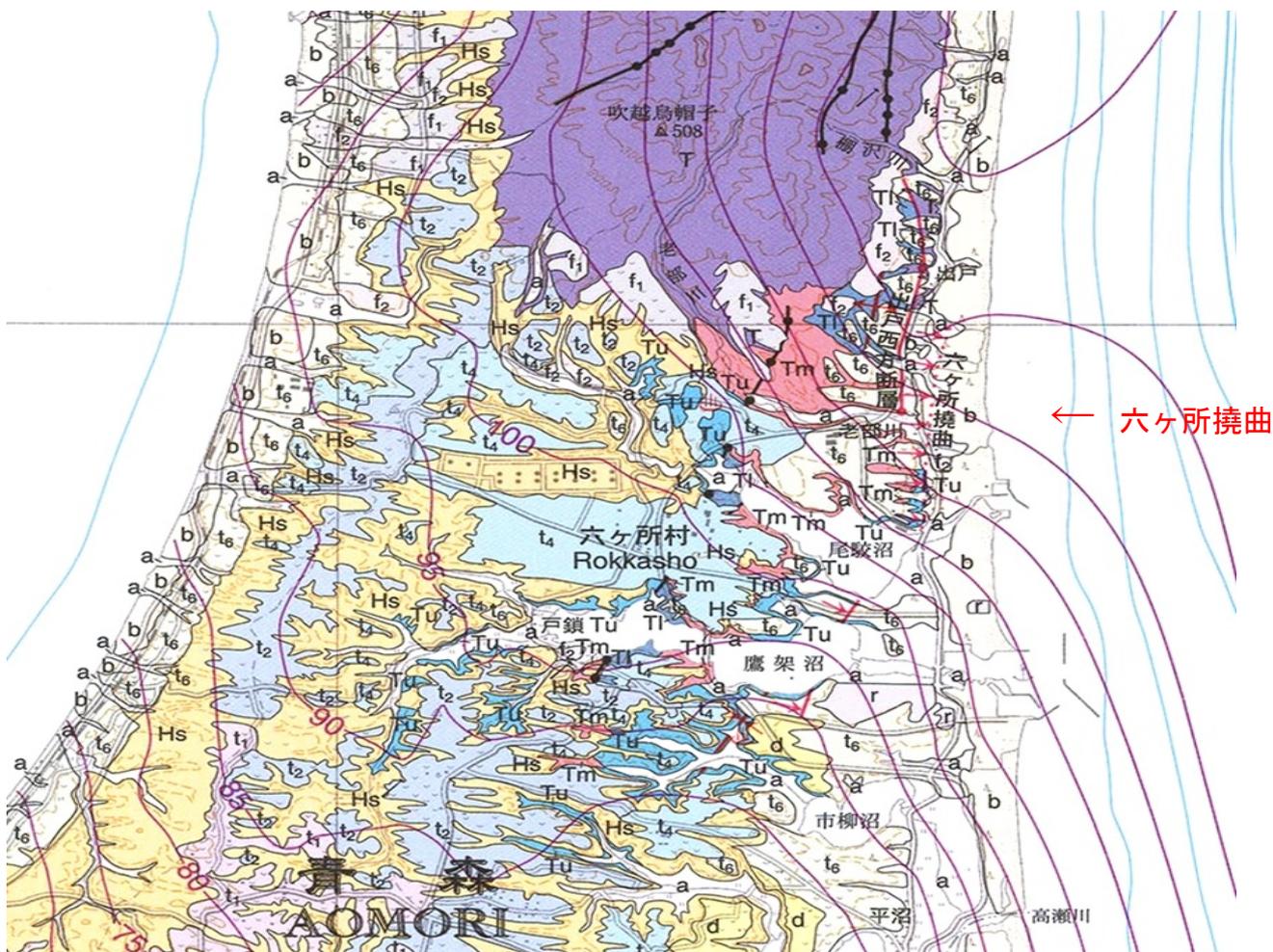
今回原告団が提出した準備書面は、国立研究開発法人産業総合研究所(産総研)という、我が国の地質調査に基づく地質図作成のナショナルセンターとして権威ある国立の研究開発機構が作成し、2021年3月に発行した「地質図幅(野辺地)」に基づいて、原告らの「六ヶ所断層」の主張を裏付けたものです。

第1 20万分の1地質図幅「野辺地」

1 本図幅は、その「表面」には各種地層の凡例等が掲載されている。「裏面」には、地質図等の解説(地形、地質、活構造、地下資源、重力異常等)がなされている。

2 「本図幅」の表面(六ヶ所再処理施設周辺の拡大図)を以下に示す。

図中の六ヶ所村の太平洋側に、赤紫の実線で出戸西方断層が確認活断層として記載されている。その東側に、赤紫の点線と海側に傾斜していることを示す矢印→によって「六ヶ所撓曲」が明示されている。凡例によれば、赤紫点線は、「確認活撓曲 伏在」を示す。「六ヶ所撓曲」は、出戸西方断層の南端よりさらに南側に延びている。鷹架沼を超えてその南側まで連続している大きな活構造である。



(2) 出戸西方断層は六ヶ所撓曲の副次的活断層

① 出戸西方断層を六ヶ所撓曲の中に形成された副次的な活断層であるとしている。」と記している。

これは、渡辺論文の次の主張と合致する。

「10万年間の鉛直変位量は数m程度であり、その活動にともなって形成された撓曲崖の東西幅は10m程度にすぎない。筆者が問題としている六ヶ所撓曲は、東西幅1kmに達する変形帯であり、出戸西方断層のそれとは規模がまったく異なる。地下探査結果にも1~2kmの範囲で東へ傾斜する変動帯の中央部に、出戸西方断層が位置することが明示されている。」

5 小括

「本図幅」 「7. 活構造」 の出戸西方断層、六ヶ所撓曲への記載内容は、渡辺教授らが諸論文や学会発表等で再三主張してきたことを大変簡潔にまとめたものである。産総研地質調査総合センターは、本件再処理施設を含む核燃料サイクル施設敷地の地下深部に存在し、12.5万年前以降活発に活動し、出戸西方断層をも副次的に動かしてきた六ヶ所断層の存在を六ヶ所撓曲という地形で確認した。渡辺らの調査・研究による「新知見」の内容をほぼ完全に認定していると言っても、過言ではない。

第2 本図幅の学術的価値と社会的評価

1 地質図の利用例

「産総研」の地質図は、地質調査を初期に行う文献調査の基礎資料として広く用いられている。

原子力発電所は、敷地の中心から少なくとも半径30kmの範囲の陸地について、原縮尺20万分の1以上の地質図を作成し、地質の説明が適切かつ妥当であることを求められている。特に耐震設計上考慮する活断層を認定するための根拠は詳細に示す必要がある。原子力発電所の地質図は、産総研の地質図に加え地質に関する文献、地形に関する資料等を参考とし、必要に応じて航空写真判読、地表踏査等を加えて作成している。

第3 まとめ

1 「本図幅」は、すでに2021年の段階で、渡辺教授らの主張する六ヶ所撓曲（六ヶ所断層）の存在を認定し、「本図幅」を作成・発行していたのである。産総研の研究者たちは、日本原燃や原子力規制委員会が六ヶ所撓曲（六ヶ所断層）の存在を否定していることを認識していた。そのうえで、渡辺らの見解と原燃・国の見解について、科学的、客観的に比較し、渡辺らの見解に軍配を上げているのである。このことは、本訴訟における最大の争点といえる六ヶ所断層の存在と活動性について、原告らが依拠する渡辺氏らの見解を否定することは不可能であることを示している。

2 原子力規制委員会は、2024年2月4日の審査会合で、「本図幅」に関する議論を行なった。

しかし、そこでは、30年以上前の「知見」に依拠した検討に固執し、本図幅に示された公的機関による渡辺氏らの見解を認めるとする「新知見」に対して、真摯で具体的な科学的検討は全くなされなかったのである。

この点について、渡辺教授は以下のとおり批判している。

「サイクル施設の安全審査においては、六ヶ所断層の活動にも注意が払われなければならない。しかしながら、原子力規制委員会は、規模がまったく異なる構造を同一視し、常識的な判断のもとで見ればわかるような地質構造を見逃しているように見える。現状では、原子力規制委員会の審査能力に疑問を抱かざるを得ない。」

3 原告らは、六ヶ所撓曲・六ヶ所断層に関する科学的検討を望んできた。原子力規制委員会は、上記のような渡辺教授らの提言に真摯に向き合い、専門家からのヒアリング等を行い、本件再処理施設近傍の活構造について、科学的な真実を明らかにする作業に取り組むべきである。

準備書面（213）

— 被告準備書面（11）に対する反論 —

小川 進（元長崎大学教授）

第1 被告の反論(1)

本件石油備蓄基地の原油タンクの爆発による影響や同タンクのボイルオーバーによる影響を考慮しなかった審査に看過しがたい過誤、欠落があるとの原告の主張は理由がない。



「むつ小川原国家石油備蓄基地」

（原油タンク、風力発電、原子燃料サイクルという国内でも珍しいエネルギー施設の風景が一望・むつ小川原石油備蓄株式会社ホームページより）

1 原告らの再反論(1)

原油タンクの爆発による影響を考慮しなかった点について

被告は、「耐震強化」されたと主張しているが、現実には、1983年5月 日本海中部地震の事故、1987年5月 東京電力大井発電所の原油爆発火災が発生している。

2 原告らの再反論(2)

原油タンクのボイルオーバーによる影響を考慮しなかった点について

(1) 被告は、ボイルオーバー発生的前提となる全面火災の防止対策が強化されていること、消火活動によるボイルオーバー発生防止対策が講じられていることを理由に、原告ら主張に反論する。

(2) 消防法の大規模な改正があったが、本件石油備蓄基地には適用されなかった。

現実には、2003年9月 十勝沖地震、浮き屋根

式タンクの爆発事故3例が起きている。

3 再反論のまとめ

このように、耐震強化をはじめとする安全性の向上で設計されたタンクが現実に大事故を起こし続けているのである。

第2 被告の反論(2)

「石油備蓄基地の全面火災の評価においては、輻射熱のみならず、強制対流の影響を考慮すべきである」とする原告らの主張に対し以下の理由で反論する。

防災アセスメント指針において、石油コンビナート火災の熱影響評価については、対流熱伝導の考慮がなされていないと反論する。

原告らの再反論

伝熱は、伝導、輻射（放射）、対流に分類される。対流には、温度差によって生じる自然対流とファンなどの外部的な要因で生じる強制対流がある。火災は、タンクの場合、発火からリング火災に始まり、全面火災、水蒸気爆発、ボイルオーバー、スロップオーバー、蒸気雲爆発に成長する。火災は延焼し、放射熱、接炎、熱気流、火の粉が原因となる。

これだけの多様な火災形態があるにもかかわらず、輻射計算しか行っていない。意図的な過小評価と言わざるをえない。

第3 被告の反論(3)

輻射熱により本件再処理施設内の危険物の多くが発火点に達することはない。

原告らの再反論

① 使用済燃料受入・貯蔵管理建屋の外壁表面温度

コンクリートの耐熱温度は180～200度であり、輻射熱だけで、1日の火災継続で耐熱温度を超える。

強制対流でも205度に達する。つまり、建屋の温度が表面で460度、熱風の温度が205度になり輻射熱と熱風で、再処理工場内では活動ができない。

② コンクリートの許容温度と耐熱温度

- ・再処理工場は、耐火性の低い普通コンクリート構造物として設計されている。タンクの全面火災では、輻射熱で建屋のコンクリート表面は200度を超え、強制対流で205度の熱風にさらされる。コンクリートの許容温度（耐熱温度）を越えてしまう。
- ・再処理工場は特別な設計ではなく、建築基準法では1時間の耐火性しか要求されていない。

しかし、現実の石油基地は、全面火災が震度5以上の地震で発生し、16日間に及ぶ、再処理工場を包み込む火災にさらされ、消火もできず、従業員も退避するしかない。危険物である硝酸塩などの爆発・火災が必然となる。

- ・被告は、「使用済燃料受入・貯蔵建屋の外壁温度は140度にとどまる。すなわちコンクリートの許容温度である200度以下となることが確認されている」と説明し、また、外壁温度200度の内壁温度は約72度となる旨の参加人の主張を引用する。

しかし、1日続く全面火災により、外壁表面温度は460度に達し、コンクリートは強度を失い変形・崩壊する。その結果建屋内の危険物は容易に引火・発火して爆発する。

第4 被告は、温度上昇に係る計算結果には信用性がないことを理由に、本全面火災が発生すると、熱の影響により本件再処理施設内に従業員が滞在できなくなる旨をいう原告らの理由がないと反論する。

原告らの再反論

無風時の輻射熱のみの受熱計算によると、すべての施設が人体接近限界に入ってしまう。これに強制対流や蒸気雲爆発があれば、さらに温度は上昇し、従業員は、滞在はおろか、

接近もできない状態になる。

第5 被告は、日本工業規格では、耐熱温度の規定がないから、吸気口のフィルタが本件石油備蓄基地火災の熱により機能喪失する旨の原告らの主張は理由がないと反論する。

原告らの再反論

しかし、HEPAフィルタは建築基準法施行令によると、加熱により5分間耐えられる材料と定義されており、5分間しか火災に耐えられないことを示している。

第6 被告は、飛び火の発生を相当程度防止できると想定されること、排気・給気のフィルタには難燃性のガラス繊維の製品を用いることを理由に、「吸気口から熱風が燃焼する黒煙と共に流入して危険物に引火する旨の原告の主張は理由がないと反論する。

原告らの再反論

ガラス繊維の耐熱温度は180度であり、火炎に触れば、瞬時に収縮し、球状化して、熱風が素通りしてしまう。

被告は消火設備が万全と強調しているが、最大の弱点は泡消火剤がきわめて少量しか準備されておらず、短時間の消火にしか対応できない点である。51基が全面火災になった場合、日本中の消火剤を集めても、消火することはできない。

第7 有機溶媒の許容温度の基準として、引火点でなく、発火点を用いることは合理的であることを理由に、「森林火災に伴う熱風及び火の粉で本件再処理施設内の危険物が発火する旨をいう原告らの主張は理由がない」と反論する。

原告らの再反論

しかし、ドデカン等の有機溶媒は、いずれも引火性物質である。引火性物質は発火点でなく、引火点で危険性を評価するのが、常識である。

被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の訴訟準備

1 被告・原子力規制委員会

準備書面(23) (火山関係・その7(反論))

- ・マグマ溜りの形成と巨大噴火の発生
- ・社会通念論の不合理性に対する反論
- ・巨大噴火以降の最大噴火を対象とすることは妥当
- ・降下火砕物の影響について

レッドセル問題に関連する「基本設計論」に関する準備書面を次回(2024. 12. 20)に提出。次々回(2025. 3. 21)の弁論で、原告ら反論の予定。

2 参加人・日本原燃 なし

次回裁判の日程

2024年12月20日(金)

午後1時30分～進行協議(事前申し込みが必要)

午後2時～口頭弁論

提出予定準備書面等

- ① 裁判所釈明にかかる六ヶ所断層の存否等に関する準備書面
- ② 火山関係の準備書面
- ③ 使用済燃料にかかる重大事故対策の不備についての準備書面
- ④ 平常時被ばく関連の証拠を追加

多数の傍聴をお願いします。

次々回以降の予定 2025. 3. 21/6. 27

青森県を訪れた人たち

ピースサイクル (2024. 8. 10～12・ 8人)

これまでは関東から自転車で六ヶ所村を目指していましたが、長年の活動で体力の限界に達したことから、新幹線とレンタカーで10日の午後に六ヶ所村に到着しました。

今回初めて、高校3年生が親子で参加していました。

原告団事務局員の小笠原さんが、八戸からの全行程でドライバーを務め、私は10日に原燃PRセンターを案内して別れました。

その後、再処理工場前で写真撮影をしているのを見ました。通常ならガードマンに排除されるのですが、ガードマンが注意する風でなかったようです。

12日は六ヶ所村、日本原燃、青森県庁に行き、事前提出質問に対する回答を基に交渉を行いました。青森県からは回答が届かなかったので、十分なやりとりが出来なかったのが残念です。

脱原発宮城県議の会 (2024. 9. 5・ 15人)

電話で、「東北電力を通じて六ヶ所再処理工場内の視察をする予約は取ったが、その前に再処理工場とはどういうものかを説明して欲しい」

と要請があり、三沢市公会堂の会議室で学習会を行いました。

宮城県には女川原発があるので、再処理工場にも関心があり、皆さん熱心に聞いていました。見学のポイントも紹介しました。

宗教者核燃裁判 (2024. 10. 9, 10・ 25人)

以前、内藤さんの依頼で、千葉県教会で「反核学習会」を行いました。

その縁で、内藤さんから「六ヶ所村に行きたいのでガイドをお願いしたい」とのことでした。その後「大間原発にも行きたい」「現地の方とも交流したい」となり、日程がハードになりました。

参加するメンバーは、弁護団の河合弘之氏、井戸謙一氏、大川陽子氏、そして樋口英明氏と原告・支援者の人たちです。

10日の午後6時に八戸に戻り、当原告団の浅石代表と佐原副代表(10月27日の衆議院選挙で当選)、原告6人が参加し、1時間位でしたが交流会を持ち、宗教者の人たちが、裁判を提訴するまでの経緯を聞くことができました。

(事務局長 山田 清彦)

大間町内で「大間原発反対」チラシ撒き

事務局長 山田 清彦

9月23日、「大間原発に反対する地主の会」の呼びかけで、大間町内で原発反対のチラシ撒きを行いました。

かつて、熊谷あさこさんが原発に反対する行動をしていた時代、「村八分」の扱いをされていました。特に大間町長や大間町会議員が毎日のように訪ねて来ては、「電源開発に土地を売れ」と求めたり、県会議員や国会議員も度々訪問して「土地を売れ」と迫ったようです。

そんな中であさこさんは、お父さんから、「海で採れるものだけでなく、畑で採れるものを一緒に手掛けることによって生活が成り立つ。海が時化たら海産物が取れない。畑だけに頼っても駄目だ。両方を手掛ける必要がある」と教えられたから、私は両方やっていく。そして原発には反対すると言っていました。

そういう歴史の中で、労働組合員等に呼び掛けて一坪地主運動が展開され、現在は、各団体の代表者が土地の持ち主となっています。

大間町内での「大間原発反対」のチラシ撒きは、以前は郵便局員OBの奥本さんと大間町議会議員だった佐藤さんが案内役でした。しかし奥本さんは亡くなり、佐藤さんは体調が思わしくありません。

それでも、青森から駆け付けたメンバーと函館から参加のメンバーとで、大間町内でチラシ撒きを行い、大間町開発センターの2階で、昼食を食べながら交流会が行われました。

なお、ここ数年の大間町内を見て感じることは、古い家は作業小屋とか漁具の置き場になっていて、新しいアパートが増えている風景です。

大間原発の近くには民家は増えてませんが、大間岬に近い場所に一軒家が建っていて、若い親子が住んでいるようです。

大間原発の近くには豪邸があり、「え！こんなに原発近いのに大丈夫？」と思います。

また数kmしか離れていない所に新しい家が建っているのを見ると「原発で事故が起きたらどうするのだろうか？」と心配になります。まあ、これまでも原発工事が遅れているので、これからも工事が遅れると見込んでいるのかもしれませんが。

ただし、町民の中には、大間原発の保守工事に働きに行ってる人もいるので、多くの人たちは「大間原発推進」と言わねばならないようです。

そういう過去の経緯を考えてみると、現在電源開発のフェンスに囲まれている「あさこはうす」は、熊谷あさこさんが残し、それを娘さんが引き継いでいる土地です。それを支援する反対運動の人たちが、全国に広がっているということを見るにつけ、なかなかすごいなと思っています。

ただ少しずつ年齢が上がってきて、こういうチラシ撒きに参加する人も徐々に少なくなっているのは事実です。これからは若い人たちが中心となって運動に参加してほしいと思っています。



2024. 9. 23 交流会場

先行訴訟と共に、
核燃料サイクル事業の廃止を求めます

宗教者核燃裁判原告団事務局
内藤 新吾

「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」（略称：宗教者核燃裁判）は、2020年3月9日に東京地裁で提訴されました。具体的には、青森県の六ヶ所再処理工場（および関連施設）の廃止を求める裁判です。第一次原告は全国より211名の宗教者・信仰者、現在260名、さらに原告募集を継続中で、被告を日本原燃（株）とした民事訴訟です。裁判名を上記としたのは、福井県の高速増殖炉「もんじゅ」は廃炉決定しましたが、国は高速炉開発会議を新設して諦めていないからです。ただし、「もんじゅ」の廃炉、また茨城県の東海再処理工場も廃止が決まっていますので、あとは六ヶ所再処理工場を廃止にすれば、国の原子力政策は大打撃を受け、見直しを避けられません。私たちは、原子力行政の諸悪の根源は核燃サイクルにあると考えていますので、この裁判名にしました。

この裁判を起こす母体となったのは「原子力行政を問い直す宗教者の会」（以下、宗教者の会）で、原子力に関する国策を憂慮する各地の宗教者の全国ネットワークです。1993年7月、「もんじゅ」の初臨界が迫っていたとき宗教者が敦賀に集まって結成してより、活動を続けてきています。宗教者核燃裁判を起こした経緯を少し紹介いたします。

2018年9月10日～12日、宗教者の会は、愛媛県の松山と伊方にて全国集会を開きました。初日は松山で、伊方原発廃止を求める地元の地震学者や、おしどりマコ・ケンさんもお迎えしての講演会、二日目は伊方原発ゲート前で地元県民たちと合同の抗議集会、午後も場所を変えて交流集会、夜も福島県の子ども甲状腺がんの現状に関する学習会を持ち、三日目は午前に関後の活動についての協議、午後に関後県庁へ伊方原発廃止を求めて申し入れ、解散しました。その三日目午前の話し合いの中で、宗教者の会が電力会社と行政だけでなく司法へも働きかけを行う必要性（特に最高裁へ）があるのではとの意見が持ち上がり、



2020. 3. 9 宗教者核燃裁判提訴時の記者会見

翌2019年2月に京都で開いた全国世話人会で協議、まずは原発訴訟に関わる弁護士グループと懇談をしようということ、同年4月6日に東京で「脱原発弁護団全国連絡会」の定例会に合流、宗教者の会の思いを伝えた上で専門家の意見を伺いました。私たちはそのとき、原子力裁判に関する最高裁への抗議のしるしとして、全国から宗教者たちが集まり、人間の鎖で最高裁を包囲し、申し入れ書を渡そうかと考えていました。

結果、最高裁への直接の申し入れ方法はなく、上記のようなことをしても何の効果もないこと、司法への働きかけは提訴の形しかないことを知り、今後のアプローチを再考するため、その日は解散しました。数日後に上記弁護団世話役の河合弁護士より、六ヶ所村の原子力施設運転の差し止めを求める訴訟を宗教者たちが提訴することの提案が寄せられ、事務局ほか世話人有志で4月24日に再度懇談を持ちました。集った者たちは自分たちの決断として核燃裁判を起こす意義の重要性を認識し、宗教者の会としての方向性を定めるべく、5月29、30日（京都）と6月6、7日（東京）での緊急世話人会を開催しました。そして、二回の緊急世話人会で話し合われた内容を（核燃裁判を起こそうと）、7月22日に全国の世話人に報告し、訴訟への協力をお願いしました。裁判提訴への案内となった会報「フォーラム」（緊急号外）は、2019年10月20日の発行です。

私たちが上記の決断をしたのは、単に脱原発弁護団全国連絡会や世話役の河合弁護士と懇談したからではありません。機が熟したというか、時が来たのでした。というのは、私

私たちはこの度の提訴の前に、愛媛での集会后、2018年11月14日に宗教者の会の事務局が東京で会議の際、樋口英明元裁判長をお招きして樋口理論についての学習会を持ち、その明解な論理に自分たちも何か行動を起こせないかと考え始めていたからです。当初は最高裁を宗教者が人間の鎖で囲むというのも考えましたが、それは手始めとしてのつもりでしたし、自分たちの決断として提訴しました。提訴の主な理由は以下によります。

1) ドイツでは宗教者たちを含む倫理委員会の提言が国の政策を動かしました。宗教者・信仰者として「核といのちは共存できない」と訴えることの意義は大きいと考えました。2) 核燃料サイクル事業は「倫理に反している」と訴えるため。3) 全国各地の原発訴訟には、既に私たちの仲間もそれぞれ連なっていました。六ヶ所再処理工場の放射能の量は原発より桁違いに大きく、大事故になれば北半球が住めない場所になる恐れもあることから、全国の宗教者に原告となっていただくことが、今後の全国市民との共闘のうえでも応援になれるのではと考えました。4) すべてのいのちを脅かす「原発（原子力施設）は平和憲法に違反している」ことを司法に問うため。5) 電力の大消費地（東京）で提訴し、立地現場との不公平（差別）に無感覚な都市住民の責任を照らし出すため。6) 宗派・教派を超えて宗教者・信仰者の使命を果たすため。

以上は先述の会報「フォーラム」（緊急号外）にも記していますが、私たちは、宗教者として提訴することの重要性から、単に技術論として争うのではなく倫理的な視点からも意見をしっかり出すことと、画期的な裁判の論点として、誰にもわかりやすい樋口理論を用いること、他にも「いのちをつなぐ権利」、また、これまで原発訴訟ではあまり触れられることのなかった「原発は憲法違反」ということも追及し、宗教者・信仰者のグループならではの倫理的切り口をも前面に出した裁判を起こすことにしました。これらのことは弁護団とも協議を重ね、同意のもとで準備の共同作業を進めました。

私たちは、既に30年以上も闘ってこられて



2024.10.10 八戸市での交流会

いる青森県での先行訴訟に、迷惑があつてはならないということも真剣に考えました。それで、私たちのほうは日本原燃を対象とする民事訴訟としました（先行訴訟は国を相手の行政訴訟）。また、できるだけ庶民にもわかりやすい論点で闘い、短い年数で裁判の決着をつけることを目標としました。裁判長が何人も変わることを、できるだけ避けたいと願っています。裁判が始まってコロナ禍があり、ペースが落ち、ようやく解除されたというタイミングで今度は3年経ったためか裁判長の交代がありました。ようやくまた動き出したところです。ただ、被告が宿題（反論）をなかなか出さないため遅い感でしたが、裁判長からも突かれ、これからは今までより進んでいくと思います。次の口頭弁論期日は来年1月30日です。裁判の内容は、樋口理論がやはり誰にもわかりやすく、傍聴の方にも好評で、そしてたぶん裁判官にも影響を与えていると思います。「いのちをつなぐ権利」も、宗教者・信仰者の裁判に合っていると感じます。毎回、宗教者または信仰者も一人、意見陳述しています（初回は共同代表の中畠哲演住職と岩田雅一牧師の二人）。岩田牧師が召されたあと、キリスト教からということで内藤が共同代表を受け継いでいます。今回、六ヶ所・むつ・大間の現場と人を訪ねての青森ツアーでは、先行裁判の方々に本当にお世話になりました。改めて、核燃サイクルを廃止に追い込むまで、私たちは力を合わせて闘っていくことの意義を深く思い起こされました。ありがとうございました。

核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会 佐々木 まき子

3月、リサイクル燃料株式会社への搬入の具体的な数字が明確化され、使用済核燃料むつ中間貯蔵施設搬入反対現地実行委員会が発足、5月の現地集会に向け動き出す。

思いはあっても、参加出来ない、その思いの表現としてオンラインで署名を募る。

それをいろんな方々、団体が拡散してくれた。すると「署名用紙が欲しい」と要請があり、即署名用紙を作成しお願いした。

署名のマスを埋めた用紙が「檜葉」に届く。全国各地から、特に搬出先の新潟県から多くいただく。ときには1筆のものもあり、逆に今まで、「署名用紙が埋まらない」と出すことを諦めたことがあった自分の考えを変えてくれた。オンライン署名だったら、ひとり、ひとり、それでいいのだから。

5月の現地集会には、新潟県から星野さんと武本さんが駆けつけ、新潟の現状等お話し下さり、地元参加者から、搬出先の人たちの声を聞くことが出来て良かったというお声をいただく。6月の青森県集会では、野坂代表のメッセージを集会の皆さんに届けることが出来た。7月、むつ市では脇野沢、川内、大畑の3地区で市民説明会が行われた。この誘致は旧むつ市が行ったことで、むつ市からその経緯の説明があって、理解協力をお願いすると思っていたが、むつ市長は「地区の施設の修繕、雇用の賃金等をこれらの交付金で賄っている



2024. 9. 26 使用済燃料搬入抗議集会



2024. 5. 19 現地集会後のデモ行進(むつ市)

ことを大前提にし、理解協力を求める」という挨拶に、参加者から、「市長の言葉は、金ありきかとかっかりした」との声があった。説明後、質問は口頭ですぐに始まり、回答もうわべだけで、納得できるものではなかった。むつ市はこの説明会の議事録を作成するとした。どの説明会でも、50年後の搬出先が具体的になく、果たして本当に搬出されるのだろうかという懸念を払拭されないまま、議事録もできあがらないまま、安全協定は締結された。

9月26日に柏崎刈羽原発から搬出されたキャスクは、むつ関根浜港に。とうとう使用済み核燃料が運び込まれた。

今回、署名に添えられたメッセージから、一地域のことでなく、いろんな形でつながっていることを、意識させられた。

私たちは、この使用済み核燃料が確実に搬出されるのを見届けることは出来ない。次世代に託さなければならない。

ここから、次世代との関わりを模索し、発信、受信できたと思う。そしてこれからも全国の仲間と共に、行政に、事業者「いつも監視してますよ!」と動いていく。



「大異を捨てずに小同から始める」を信条に、
「この指とまれ」と闘ってきた

平野良一さんを偲ぶ集い



平野良一さんは去る7月31日にご逝去され、平野さんの思い出を語り、平野さんの遺志を共有する機会として、「平野良一さんを偲ぶ集い」が10月6日に青森市で開催されました。

初めに発起人代表して、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団代表の浅石紘爾弁護士から、今回の集いの開催にあたっての思いと、平野さんが核燃裁判で意見陳述した時の様子が話されました。

遠くは東京から、そして県内の反核燃や国立療養所岩木病院と地域医療を守る会の方々が参加し、皆さんから、平野さんとの思い出、これからも平野さんの足跡はきちんと後世に伝え残していく、との感謝と決意が話され、盛会で終了しました。

島田恵さんから 平野良一さんを偲んでメッセージ

平野さんは幅広い活動をされ、いろんな顔を持っていらっしゃった方だが、私の知っている平野さんは、核燃反対運動の気高きリーダーという顔である。ある地位にありながらも、大波に決して飲み込まれることなく、超然と立ち続けた信念の人、そんなイメージである。そのイメージは、私の中で故寺下力三郎元六ヶ所村長と重なる。あるいは、最後の一人になっても土地を売らず、むつ小川原巨大開発に抗い続けた故小泉金吾さん、同志の故向中野勇さんの姿ともつながってくる。

核燃反対運動が青森県を駆け巡った1980年代後半から六ヶ所村に移り住んだ私は、青森の豊かで美しい自然や子や孫たちの安心な暮らしを守りたいと、核燃に反対の声を挙げる方々の姿をカメラで記録してきた。国や電力業界の強引な力によって次第に既成事実が積み重ねられ、異を唱える声が小さくなる中でも、厳然と声を挙げ続ける勇姿は消えなかった。そのお一人が平野さんだ。



【島田恵さん(写真家・映画監督)】

2011年東日本大震災と福島原発事故の後、私は「福島 六ヶ所 未来への伝言」と、核のゴミ問題を扱った「チャルカ」という映画を制作した。その過程で平野さんにロングインタビューをさせていただいた。2日間にわたり6時間以上の長いインタビューで、平野さんにはさぞお疲れだったことと恐縮だが、まだお元気な時に平野さんの故郷

への愛着や反核燃の思いのたけを存分に語っていただけたことは、貴重な記録を残すことができたのではないかと考えている。その記録が「後世に語り継ぐ青森」ならぬ、核燃反対運動を知らない世代にも、理不尽な出来事に果敢に立ち向かった故郷の傑士の姿を伝えることができたなら、それを平野さんへの恩返しとさせていただきたいと思う。



平野良一さんの写真を囲んで・・尊敬と感謝を込めてご冥福をお祈りいたします

核ゴミいらない青森フォーラム

いよいよ

11月30日(土)
10時15分～

青森市民ホールで開催・・・



2024年11月30日(土)「核ゴミいらない青森フォーラム」が「核のゴミから未来を守る青森県民の会」・「原子力資料情報室」の主催で開催されます。

以前から何度か、お知らせとご協力をお願いしていますが、同封のフライヤーにあるように盛りだくさんの内容で開催します。

- 核燃料サイクルの破綻40年間の検証・原発・再処理・むつ中間貯蔵施設は×
- 「私たちはこんな青森を創りたい!」をテーマにパネルディスカッション。
- 問題提起「青森県に集中する核のゴミ政策を問う」(原子力資料情報室松久保肇事務局長)
- 「福島原発事故、終わってないでえ〜! 地方を馬鹿にするのもええ加減にせえ」と題しておしどりマコ・ケンのおはなし
- ブース出展では、青森の伝統工芸などの作品展示と販売、布絵本・反原発や反核燃のパッチワーク・ポスターの展示、書籍の販売などなど
- 第一部のパネルディスカッションではこれまで

パネルディスカッション

核のゴミ問題提起

福島原発事故、終わってないでえ〜!
地方を馬鹿にするのもええ加減にせえ

ブース展示

長年運動に関わってきた方々にこれまでの運動と歴史について

第二部は核燃の建設が持ち上がった時は、まだ子供だった方もパネラーとして参加・・・それぞれの仕事や生活をとおして「こんな青森を創りたい」を語っていただきます。

1983年12月当時の中曽根康弘首相が「下北半島を原子力のメッカに」と発言して、

1985年4月9日・青森県が「核燃サイクル立地受入れ」を表明、既に40年を迎えようとしています。

「青森県が核のゴミ捨て場になる」と当初から訴え続けてきたことが、まさに現実になろうとしています。

27回目の竣工延期となった再処理工場、稼働の見通しさえ立たず、最終処分地は確保できないなかで、むつ中間貯蔵施設へ使用料核燃料が搬入されました。

核のゴミの事をきちんと考え、「むつ原船」「むつ小川原巨大開発」「むつ中間貯蔵施設」などなど、「核燃料サイクル」と国策に翻弄され続けてきた、青森県のこれまでのことを検証し、そして未来に向けてこんな青森を作っていくために、「核ゴミいらない青森フォーラム」成功に、皆様のご協力ご支援をよろしく申し上げます。

※「核のゴミから未来を守る青森県民の会」.....は県内を中心に反核燃・反原発の運動をしている団体(労働組合・生協・農業団体・市民団体他)と個人のネットワークです。詳しくはホームページを参照下さい。

【URL】<http://kenminnokai.shop>

三沢市在住 原告 伊藤和子

(県民の会事務局)

六ヶ所核燃などを巡る動き

2024年

- 8 19 日本原燃：ウラン濃縮工場の新型遠心分離機の150トン分増設について、原子力規制委員会から詳細設計の認可（設工認）を受ける。
- 23 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の完工目標を延期すると正式に発表。完工の前提となる詳細設計の認可（設工認）審査が長期化しているのが理由。完工延期は27回目。
- 24 原告団：運営委員会を開催。裁判傍聴の強化などについて話し合う。
- 25 なくそう原発・核燃、あおりネットワーク：総会を開催（青森市）。
- 26 日本原燃：再処理工場の審査会合で、審議事項の説明が2025年11月までかかるとの計画を原子力規制委員会に提示。
- 29 日本原燃：再処理工場の完工目標を2026年度中、隣接するMOX燃料加工工場の完工目標を2027年度中にそれぞれ延期すると正式に表明。いずれもこれまでは今年9月末を目標としていた。
- 30 総務相：青森県が使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）で一時保管する核燃料への課税に同意した。先行して中間貯蔵への課税制度を設けたむつ市と同じ税率で、2028年度までの5年間で、税収約2億5600万円を見込む。
- 30 関西電力：日本原燃が再処理工場の完成目標を2年半延期したことを受け、福井県内に立地する原発の使用済燃料対策の工程表を見直すことを明らかにした。
- 9 5 「脱原発宮城県議の会」：メンバー15名が六ヶ所ツアーを前に、再処理工場の学習会を開催（三沢市・講師は事務局長）。
- 6 電源開発（Jパワー）：大間原発について「2024年後半」としていた安全強化対策工事開始を2年程度延期すると表明。
- 7 「やめるべ、大間原発！9・7青森・北海道合同集会」を開催。大間町総合開発センタ前駐車場で約170名が参加。
- 9 青森県の宮下宗一郎知事：経済産業省で資源エネルギー庁の村瀬佳史長官と面会し、日本原燃が再処理工場の完工目標時期を延期したことなどを受け、知事と関係閣僚が意見を交わす「核燃料サイクル協議会」の開催を要請した。
- 9 青森県反核実行委員会（今村修代表）：再処理工場の27回目の完工延期を巡り、青森県に対し、事業の中止とともに、度重なる延期を事実上容認してきた県の責任を明確にするよう求めた。
- 10 原告団：Zoomによる核燃基礎講座を開催。伊東弁護士が「核燃サイクル訴訟の経過とこれから」と題して、裁判の経過とこれからの訴訟進行を説明。
- 12 反核燃や反戦平和などを掲げる「ピースサイクル全国ネットワーク」：再処理工場の稼働反対を立地自治体の六ヶ所村に申し入れた。また、日本原燃と青森県にも申し入れた。
- 13~15 「青森のこどもたちに核燃・原発はイルカ？展」を開催。青森市民美術展示館で・22回目。
- 18 原子力規制委員会：石渡明委員と田中知委員は任期の満了で退任。新たに、原子力工学が専門の長崎晋也氏と地震学と火山学が専門の山岡耕春氏が19日に就任。
- 19 日本原燃の増田尚宏社長：再処理工場の完成延期の責任を取り、役員月額報酬の30%（1カ月分）を自主返納すると表明。
- 20 核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会：リサイクル燃料貯蔵(RFS)が9月中の事業開始を目指す、使用済燃料中間貯蔵施設を巡り、市内外から集めた、核燃料の搬入に反対する2329人分の署名を市に提出した。
- 21 原告団：事務局会議を開催。街宣活動は悪天候のため中止。
- 21~23 「青森のこどもたちに、核燃・原発はイルカ？展 in 弘前」を開催。弘前文化センター・1回目。
- 23 大間原発に反対する地主の会：大間町で「大間原発反対」のチラシ撒きを行う。
- 26 むつ中間貯蔵施設：原発の敷地外で使用済燃料を一時保管する国内初施設に、使用済燃料が初搬入。東電・柏崎刈羽原発から使用済燃料69体入りのキャスク1基。
- 26 核のゴミから未来を守る青森県民の会：むつ中間貯蔵施設・使用済み核燃料搬入反対緊急現地集会を開催。
- 27 原告団：核燃裁判。産業技術総合研究所が近年改定した地質図を根拠に、工場敷地内には活断層の「六ヶ所断層」があると、地震の危険性を改めて主張した準備書面など、3通の準備書面を提出。
- 10 4 原子力規制委員会：9月に就任し、核燃料サイクル施設などを担当する長崎晋也氏が、再処理工場とMOX燃料加工工場を現地調査した。
- 4 リサイクル燃料貯蔵(RFS)：10月末としていた事業開始時期を11月20日に変更すると、原子力規制委員会に申請した。延期の理由は、「人や資機材の出入りに伴う核物質防護のチェックなど、想定より検査に時間を要するため」としている。
- 6 「平野良一さんを偲ぶ集い」開催：50名が参加し、在りし日の平野さんを偲ぶ（青森市・アスパム）。
- 9.10 宗教者核燃裁判：原告団と弁護団で六ヶ所・大間視察。10日に当原告団と交流会を開催（八戸市・ユートリー）。
- 10 宮下宗一郎青森県知事：電気事業連合会から青森県と六ヶ所村に対し、フランスから返還される低レベル放射性廃棄物を、ガラス固化体に置き換える「単一反還」で総量を減らした上で、六ヶ所村の施設に返還する案を提示されたが、受け入れる環境にないとして「理解も協力もできない。検討する状況にはない」と拒否した。
- 19 原告団：事務局会議を開催。街宣活動は悪天候のため中止。
- 22 核のゴミから未来を守る青森県民の会：青森県に、「むつ中間貯蔵施設操業に対する抗議及び同施設と六ヶ所再処理工場中止の要請と公開質問状」を提出。
- 22 日本原燃：ウラン濃縮工場で7月、低放射性廃水の漏えいが見つかった問題で、「廃水漏れの箇所だった配管の弁を調べたところ、内部のゴムが経年劣化を起こしていた」と発表した。
- 25 原告団：Zoomによるバーチャル核燃裁判を開催。澤井さんが「産総研がその存在を認めた六ヶ所撓曲＝六ヶ所断層」について詳しく説明。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2024年12月20日(金) 14:00～青森地裁
- ◆ **反核燃 秋の共同行動2024** 2024年11月17日(日) 10:30～16:00
ワ・ラッセ イベントホール
- ◆ **反核燃 産地直売会** 2024年11月17日(日) 10:00～15:00
ワ・ラッセ 西の広場
- ◆ **核のゴミいらない! 青森フォーラム**
2024年11月30日(土) 10:30～16:00
青森市民ホール (青森駅隣)

※上記イベントは、同封のチラシをご覧ください。

編集後記

あきたこまちR

日本国内には、鉱山や精錬所由来のカドミウム汚染地域が存在し、米を海外に輸出するためには、カドミウムやヒ素の低吸収品種を開発し、海外基準をもクリアしなければならない。むろん、主食として日本人にとってもカドミウムやヒ素の低吸収は望ましい。「コシヒカリ環1号は、種子に放射線を1度だけ照射して突然変異を誘発し、カドミウム低吸収性を持つ株を6世代以上栽培して育成された品種です」と、農林水産省は説明します。あきたこまち(母)とコシヒカリ環1号(父)を交配し、さらに7代現在栽培種のあきたこまちとの戻し交配をしたものが「あきたこまちR」です。◆文部科学省は、「放射線副読本」というパンフを作成し、中高生に配布して放射線安全教育をしています。しかし、コンピューターAIを使っても、カドミウムとヒ素の低吸収の性質にセットして、放射線照射個所を特定して、目的とした性質を持つ作物の突然変異を起こす事はできません。放射線による突然変異は、確率的影響です。何が、どのような変異となって発現するかは分かりません。しかも、一度だけの照射で。選抜した後は戻し交配を行っています。◆なにをクドクドと書いているかという、照射が一回だけで、戻しが可能な環境ならば、安全な品種に戻る可能性があるという事。福島第一原発事故で汚染された地域では、1回だけの照射ではなく、ほぼ永久に近い時間続きます。更に放射能を取り込む内部被ばくもあるので、安全な株との戻し交配は不可能です。米だけではなく、故郷に戻った人間が一番心配です◆2025年度からは、コメ袋の銘柄は「あきたこまち」、品種名は「あきたこまちR」となるそうです。食味は、あきたこまちと同等で変わらないそうです。買う買わないは個人の判断です。(夢坊)

カンパを戴いた方々です。
ありがとうございました。

長谷川清純、高木久仁子、松島恵美子、川原茂雄、川原登喜の、中村光一、大石悦司、石下直子、田平康子、原子秀夫、藤森勝彦、石田英子、高橋将之、豊巻絹子、中村幸夫、武藤裕子、本木良男、佐原若子、三上弘之、本間義悦、大澤統子、西尾美和子、風晴弘、日下部信雄、渡辺つたえ、瀬尾英幸、葛西洋子、安達由起、薄井洋一、高松恵子、内田弘志、森弘子、中畑範彦、田中榮、西井紀代子、匿名希望の方々

後期会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願い致します。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>